

湯河原町告示第77号

湯河原町立地適正化計画策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年9月7日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 湯河原町立地適正化計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者、町内の各種団体等から提言を求めるため、湯河原町立地適正化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町内の各種団体等の代表者
- (3) 公募により選出された町民
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集

し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席又は資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝金等)

第8条 委員には、委員会への出席に対する謝金を支払うことができる。

2 前項の謝金の額は、別表のとおりとする。ただし、委員会の開催時間が4時間以内の場合は、当該謝金の2分の1の額とする。

3 委員が会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、計画の策定主管課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り委員長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第8条関係)

区分	謝金
委員長	日額 12,000円
委員	日額 10,000円